

建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について(一部抜粋)

制 定 平成7年6月7日7経契第395号

最終改正 平成15年10月1日15経契第9号

(別 紙)

建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準

| 指 名 基 準 の 留 意 事 項 | |
|-------------------|--|
| 一 不誠実な行為の有無 | <p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について(平成6年5月31日付け6経契第443号。以下「指名停止の措置要領」という。)に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 機構発注業務に係る請負契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>(3) 警察当局から、機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。</p> |
| 二 経営状況 | <p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p> |
| 三 業務成績 | <p>(1) 業務成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 表彰状又は感謝状を受けていること等業務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p> |
| 四 手持業務の状況 | <p>業務の手持ち状況から見て当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p> |
| 五 当該業務における技術的適性 | <p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該業務と同種又は類似業務について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。</p> <p>(4) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。</p> |
| <p>六 安全管理 の状況</p> <p>七 労働福祉 の状況</p> | <p>(5) 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式の場合においては、建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規定に基づく登録状況が適正であること。</p> <p>(1) 指名停止の措置要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 機構発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 賃金不払に関する労働省からの通報が建設省を經由して機構に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p> |
| <p>(注) 一、二、三、六及び七に係る事項については、原則として過去2年間の状況を勘案し、判断するものとするが、必要があると認めるときは、それ以前の状況等も勘案することができるものとする。</p> | |